

三重県国民健康保険団体連合会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 7年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを周知、実施する。

<対策>

- 令和5年4月～ 毎月所定外労働の現状を把握。
- 令和5年4月～ 実施に向け管理職に周知する。
- 令和5年4月～ 所定外労働とノー残業デーの実施状況を勘案し、毎週水曜日のノー残業デーを基本に柔軟な対応により所定外労働の削減に取り組む。

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。
有給取得率70%以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和5年4月～ 計画的な取得に向け管理職に周知する。
- 令和5年4月～ 年次有給休暇取得の現状分析を継続的に実施し、事務の効率化を図ることにより取得促進に取り組む。

目標3：産前産後休業や育児休業中の制度、子の看護等特別休暇の情報提供を行い、制度の利用向上を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 取得促進のために、育児休業制度や休業中の社会保険料免除などについて職員に周知する。
- 令和5年4月～ 育児休業後に復帰しやすくするため、休業中の職員に資料等送付による情報提供を行う。